

東栄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の交付の対象）

第3条 補助金の交付の対象は、特定環境保全公共下水道整備地域及び予定地域並びに農業集落排水事業地域及び予定地域を除く東栄町全地域内で、住宅（主に居住の用に供する建築物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物）に合併処理浄化槽（処理対象人員10人以下に限る。）を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては補助金を交付しない。

- （1）浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- （2）住宅等を借りている者で貸主の承諾が得られない者
- （3）販売の目的で合併処理浄化槽付き住宅を建築する者
- （4）この要綱に基づき、既に補助金が交付されている者
- （5）町税等を滞納している者
- （6）町内に住所を有しない者
- （7）既設の合併処理浄化槽を廃止し、新たな浄化槽を設置する者
- （8）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認を要する工事に伴い、合併処理浄化槽を設置する者